

保存版

令和7年5月29日

保護者様

京都市立山ノ内小学校
校長 村山 雅彦

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」（大雨・暴風など6種類）または「暴風警報」が発令された場合および山ノ内学区に「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時から始業（給食は中止）
※月・水・金曜日は13時45分、火・木曜日は13時30分から始業
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合… 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合… 3校時（10時40分）から始業
 - ・午前 11時までに解除になった場合… 5校時から始業（給食は中止）
※月・水・金曜日は13時45分、火・木曜日は13時30分から始業
 - ・午前 11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報・洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「すぐーる」配信・学校ホームページで最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。
※特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。

＜裏面もご覧ください＞

4 避難指示が発令された場合について

○水害による避難指示等が発令された場合

本校は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。山ノ内学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

(内閣府作成「避難情報に関するガイドライン」から引用)

5 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合について

直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、家庭環境調査票に従って対応します。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで、学校に留め置くこととします。なお、緊急安全確保は、避難指示等、すでに何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

以上、お子様にもその旨を日頃からお伝えいただきますようお願いいたします。

在校中に特別警報が発生した場合の動き（図）

在校中に暴風警報が発生した場合の動き（図）

